

「多摩の里けやき園」(介護予防)短期入所生活介護契約書

_____ (以下「利用者」といいます) と、多摩の里けやき園 (以下「事業者」といいます) は、事業者が利用者に対して行う(介護予防)短期入所生活介護について、次のとおり契約します。

第1条 (契約の目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険法の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう(介護予防)短期入所生活介護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条 (契約期間)

- 1 この契約の契約期間は、令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日から利用者の要介護(要支援)認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了日の30日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申出がない場合、かつ、利用者が要介護(要支援)認定の更新で要介護者(要支援1～要介護5)と認定された場合、契約は更新されるものとします。
- 3 契約期間中の利用時間は、原則として利用開始日の午前9時30分以降に入所し、利用終了日の午後6時00分までに退所するものとします。ただし、事情がある場合にはこれに限りません。
- 4 利用者は利用開始予定日2日前までに限り、事業者に対し、利用期間の変更を申し入れることができます。ただし体調不良等によるキャンセルはこの限りではありません。また利用者は随時(介護予防)短期入所生活介護の追加利用を申し込むことができます。これに対し、事業者は、居室が確保できないその他正当な理由がない限りこれを断りません。

第3条 (短期入所生活介護計画)

事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「(介護予防)居宅サービス計画」に沿って「(介護予防)短期入所生活介護計画」の原案を作成し、それを利用者又は身元引受人(その家族)に対して説明の上同意を得ます。なお、作成した「(介護予防)短期入所生活介護計画」は利用者へ交付します。

第4条 (短期入所生活介護の内容)

- 1 事業者は、(介護予防)短期入所生活介護計画に沿って、利用者に対し居室、食事、介護サービス、その他介護保険法令の定める必要な援助を提供します。
- 2 利用者が、利用できるサービスの種類は【重要事項説明書】に記載のとおりです。事業者は【重要事項説明書】の内容について、利用者及び身元引受人に説明します。
- 3 事業者は、サービス提供等により事故が発生した場合、適切な措置を講ずるとともに、身元引受人(その家族)に事故発生時の経過及び状況説明を行います。
- 4 事業者は、サービス提供にあたり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法

により利用者の行動の制限をしません。

5 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

第5条（サービス提供の記録）

1 事業者は、サービスの提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後2年間保管します。

2 利用者は、午前10時から午後4時の間に、当該利用者に関する第1項のサービス提供記録を所定の手続きの後、閲覧することができます。

また、利用者が希望する場合は、事業者はサービス実施記録の写しを交付します。この場合、実費相当額は利用者の負担とします。

第6条（料金）

1 利用者は、サービスの対価として【契約書別紙（料金表）】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。

2 事業者は、当月の料金の請求書に明細を付して、翌月10日までに利用者へ通知します。

3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月28日までに指定金融機関での自動振替の方法で支払います。ただし、振替手続きが困難な利用者は、この限りではありません。

第7条（利用のキャンセル）

1 利用者は、事業者に対して、利用開始予定日の前々日午後5時までに通知することにより、料金を負担することなくサービスの利用を中止することができます。

2 利用者が利用開始予定日の前々日午後5時までに通知することなくサービスの利用の中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して【重要事項説明書】に定める計算方法により、キャンセル料金のお支払いをいただきます。ただし急な体調不良等予見できない事情によるキャンセルの場合は、この限りではありません。

第8条（利用期間中のサービスの中止）

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

※ 以下の場合に、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

1 利用者が前々日までに申し出るにより、利用期間中の退所を希望した場合

2 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合

3 利用中に体調が悪くなった場合

4 他の利用者の生命又は健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

第9条（料金の変更）

1 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料及び食費等の単価の変更（増額又は減額）を申し入れることができます。

2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【別紙契約書】を作成し、お互いに取り交わします。

3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第10条（契約の終了）

- 1 利用者は、現にサービスを利用している期間を除き、事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、30日間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、事業者は、利用者に対して、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。ただし、利用者が現にサービスを利用している期間中は、10日間の予告期間をおきます。
 - (1) 利用者又は身元引受人・保証人が、契約締結時及びサービスの実施時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - (2) 利用者のサービス利用料金の支払いが、正当な理由なく1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
 - (3) 利用者又は身元引受人（その家族）が、故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従業者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、また著しい不信行為を行う等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - (4) 利用者又は身元引受人（その家族）から職員に対するセクシャルハラスメント又はパワーハラスメント、身体的・精神的暴力等によって、信頼関係が著しく害され、事業継続に重大な支障を生じさせた場合
 - (5) やむを得ない事情により事業者を閉鎖又は縮小する場合
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - (1) 利用者が他の介護保険施設に入所した場合
 - (2) 利用者の要介護（要支援）認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
 - (3) 利用者が死亡もしくは被保険者資格を喪失した場合

第11条（秘密保持）

- 1 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び身元引受人（その家族）に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、他事業者等に対し、利用者の個人情報を提供することはしません。

第12条（個人情報の取り扱い）

本契約に際し利用者および身元引受人・保証人は、自身や身元引受人（その家族）の個人情報については事業者が以下の各号の条件に従い必要最小限の範囲で使用したことに同意したとみなします。

- 1 個人情報の利用期間は、本契約に基づく介護サービス提供に必要な期間とします。
- 2 個人情報利用目的を以下に定め、それ以外の目的に決して使用しません。
 - (1) 本契約に基づく介護サービス提供に必要な場合
 - (2) ケアプラン立案、カンファレンス、サービス担当者会議、行政等による各種調査等のため
 - (3) 医療機関、自治体、保険者、その他社会福祉団体との連絡調整のため
 - (4) 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

第13条（損害賠償）

1 事業者は、サービスの提供に当たって故意又は過失により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。第11条記載の守秘義務に反した場合も同様とします。

ただし、利用者に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償を減ずることができるものとします。

2 事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者又は身元引受人・保証人が、契約締結時およびサービスの実施時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- (2) 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者又は身元引受人（その家族）が、事業者及びサービス従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合
- (4) サービス従事者が適切に巡回、見守り、衝撃吸収マット設置などをおこない事故防止に努めたにも関わらず、利用者の心身の事由による転倒転落事故に起因して損害が生じた場合

第14条（緊急時の対応）

事業者は、現に（介護予防）短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに、状況に応じて利用者の主治医や当園の提携病院に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第15条（連携）

事業者は、（介護予防）短期入所生活介護の提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めます。

第16条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者又は身元引受人（その家族）からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、（介護予防）短期入所生活介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第17条（身元引受・保証）

- 1 事業者は利用者に対し身元引受人・保証人を求めています。ただし、身元引受人・保証人を立てることができない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。
- 2 身元引受人となる方は、責務を果たすことが可能な状態であることを要件とします。
- 3 身元引受人は、この契約に基づく利用者の事業者に対する債務について利用者と連帯して履行の責めを負うとともに、次の各号に定める事項について、事業者に対し、履行の責めを負うものとします。
 - (1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院申込の措置および入院時に必要な費用の支払い負担

- (2) 利用者が支払う施設利用料が未納、延滞、支払不能な場合の支払負担
 - (3) 利用者が契約解除の通告を受けた場合、利用者の身柄の引取り
 - (4) 利用者が死亡した場合、遺体の引受、遺留金品の受け取り
 - (5) 前各号の他、利用者の身上に関する必要な措置
- 4 利用者は、利用者の身元引受人が死亡もしくは事情により変更が必要になった場合は、その旨を直ちに事業者へ通知し、新たに身元引受人を立てるものとします。また事業者は身元引受人が責務を果たせないと判断した場合には変更の依頼をすることがあります。

第18条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

利用者

住所

氏名

_____ 印

電話番号

_____ - _____

身元引受人・保証人

住所

氏名

_____ 印

利用者との続柄

電話番号

_____ - _____

携帯番号

_____ - _____

事業者

名称等

<介護保険事業者番号1374800769>

社会福祉法人 園 盛 会

短期入所生活介護 多摩の里けやき園

住所

東京都東久留米市弥生二丁目1番18号

電話番号

042 - 460 - 8151

代表者名

施設長 宮本 義輝 印